

裁判官弾劾裁判所に対し、裁判官の独立を尊重し、慎重な判断を求める意見書

2022（令和4）年1月12日

東京弁護士会 会長 矢吹 公敏

意見の趣旨

裁判官弾劾裁判所に対し、裁判官の罷免訴追の審理にあたって、裁判官の独立を尊重し、慎重な判断をすることを求める。

意見の理由

現在、裁判官弾劾裁判所に対し、裁判官による自ら担当しない特定の裁判事案についての SNS への投稿やメディアでの発言が、裁判官弾劾法第2条2項の定める「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するとして、裁判官訴追委員会から罷免の訴追がなされている。

当会は個別の事案について言及するものではないが、裁判官弾劾制度の運用について意見を述べる。

憲法は「すべて裁判官は、その良心に従ひその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と定め（憲法第76条3項）、法の支配の観点から司法の独立のために個々の裁判官の独立を保障している。

また、憲法は、裁判官の独立の保障を実効あらしめるために、裁判官について強固な身分保障を定めている。裁判官は、心身の故障による職務不能以外には、「公の弾劾」によらなければ罷免されない（憲法第78条）。弾劾による裁判官を罷免する弾劾裁判制度においては、裁判官訴追委員や弾劾裁判所裁判員は国会議員により構成される（裁判官弾劾法第5条及び第16条）。弾劾による罷免事由は、①職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき、②その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき、に限られる（裁判官弾劾法第2条）。

裁判官が弾劾により罷免された場合、裁判官の身分を失うことは勿論、弁

護士や検察官になる資格も失うことになる。他方、裁判所による裁判官に対する懲戒処分は、分限裁判に基づき、戒告か1万円以下の過料のみである（裁判官分限法第2条）。弾劾裁判所による罷免判決は、裁判官にとって極めて重い処分となる。

過去に罷免判決が宣告された7件は、職務懈怠や職務上の義務違反以外には、収賄、公務員としての職権濫用、検事総長の名を騙って内閣総理大臣に架電した電話の内容をメディアに提供した行為、児童買春、裁判所職員へのストーカー行為、電車内での下着の盗撮など、いずれも犯罪行為か、犯罪行為に類する不正行為である。

弾劾裁判による罷免は、当該裁判官にとって苛酷なものとなるため、憲法が裁判官の身分保障を厳格に定めている趣旨に照らせば、極めて慎重に判断されるべきであり、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するかについても、審理対象の事案が過去に罷免判決が宣告された事例に比肩しうるかなどを、十分に審理を尽くすべきである。

裁判官は「その良心に従ひ独立してその職権を行」う者であり（憲法第76条3項）、他の何ものの指示・命令を受けずに、自らの判断に基づいて裁判を行う職責がある。裁判官が、憲法及び法律のみに拘束され、自らの良心に基づいて自律的に判断を形成する地位にあることは、法の支配や、とりわけ少数者の人権の保障という観点からも重大な意味を有する。

弾劾裁判の罷免による萎縮効果が、自律的に判断形成することを職責とする裁判官に種々の悪影響を及ぼすおそれについては、それが可視化されにくいものであるが故に、罷免訴追の審理にあたっては、最大限に考慮されなければならない。

以上述べた点から、当会としては、裁判官弾劾裁判所に対し、裁判官の罷免訴追の審理にあたっては、裁判官の独立の尊重という観点から、慎重かつ適切に判断がされることを求める。

以 上